

パブリックコメント資料

- ・「(仮称) 東大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の骨子案

東大阪市教育委員会

社会教育部 青少年スポーツ室

案件名

・「(仮称) 東大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の骨子案

担当

東大阪市教育委員会 社会教育部 青少年スポーツ室

意見募集期間

2015年1月13日(火)から2015年2月12日(木)まで

放課後児童健全育成事業とは

児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童（放課後児童）に対し、授業の終了後に学校の余裕教室や学校敷地内専用施設、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものです。

平成25年5月1日現在、全国では21,482か所、889,205人の児童が登録しており、運営主体は公営8,472か所も民営13,010か所で、市町村、社会福祉法人、父母会、運営委員会、その他の者が実施主体者となっています。

案件の背景と趣旨

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）第6条により、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8の2が新設され、市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めることとされました。

つきましては、「(仮称) 東大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」骨子案に関し、広く市民の皆様からご意見を募集いたします。施行日は、子ども・子育て支援法整備法の施行日（平成27年4月1日）を予定しております。

案件の概要

「(仮称) 東大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」骨子案は、東大阪市内で放課後児童健全育成事業を実施する、すべての事業者が守るべき最低基準を規定するものです。

平成 26 年 4 月 30 日に公布された、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第 63 号）には、市町村が「従うべき基準」と「参酌すべき基準」に「分類」されており、このうち「参酌すべき基準」について具体的に検討を行いました。その結果、同省令に示される基準を遵守することが、市内で展開される放課後児童健全育成事業の最低基準を保障する内容として必要であると考えました。

案件に関する資料

別添

・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令第 63 号)

対象

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 市内に存する学校に在学する者
- (4) 市内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他団体
- (5) 前記に掲げるほか、パブリックコメント手続きに係る事案に利害関係を有する者

ご意見の提出方法

ご意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出ください。電話での受付はできませんのでご了承下さい。

- 1 直接持ち込む場合
市役所本庁舎 16 階 社会教育部 青少年スポーツ室
- 2 郵送する場合
〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目 1 番 1 号
東大阪市教育委員会 社会教育部 青少年スポーツ室「条例意見」宛て
- 3 FAX の場合
FAX 番号 06-4309-3835
東大阪市教育委員会 社会教育部 青少年スポーツ室「条例意見」宛て
- 4 電子メールの場合
東大阪市ホームページの教育委員会事務局 社会教育部 青少年スポーツ室
「お問合わせフォーム」より、必ずメール件名に「条例意見」と記載して下さい

意見書式

別添「意見提出用紙」をご利用ください。

ご意見の提出上の注意

提出していただくご意見は日本語に限ります。お寄せいただいたご意見について、個別の回答はいたしかねます。また、提出いただいたご意見については、氏名、住所その他の連絡先を除き公表させていただきますので、あらかじめご了承ください。

「(仮称)東大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の骨子案

- 1 条例の名称:(仮称)東大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 2 本市条例で定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の骨子案は次表のとおりとする。

※基準の分類

・「従うべき基準」=国の基準 ・「参酌すべき基準」=「従うべき基準」以外のもので国の基準を参考に市の実情に応じて市で設定。

(総則)

項目	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(国の基準)	東大阪市の方針・考え方	分類
基本理念	法第三十四条の八の二第一項の規定により市町村が条例で定める基準(以下「最低基準」という。)は、利用者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。	国の基準と本市の実情を検討した結果、適当であると判断したため、国の基準を用いて、東大阪市の基準とすることとした。	-
基準の向上	市町村長は、その管理に属する法第八条第四項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者(以下「放課後児童健全育成事業者」という。)に対し、この条例で定める基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。 2 市町村は、この条例で定める基準を常に向上させるように努めるものとする。	同上	-
放課後児童健全育成事業における設備及び運営の向上等	放課後児童健全育成事業者は、この条例で定める基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。 2 この条例で定める基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。	同上	-
放課後児童健全育成事業の一般原則	放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない者につき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。 3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。 4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。 5 放課後児童健全育成事業を行う場所(以下「放課後児童健全育成事業所」という。)の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。	同上	参酌すべき基準

「(仮称)東大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の骨子案

- 1 条例の名称:(仮称)東大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 2 本市条例で定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の骨子案は次表のとおりとする。

※基準の分類

・「従うべき基準」=国の基準 ・「参酌すべき基準」=「従うべき基準」以外のもので国の基準を参考に市の実情に応じて市で設定。

(職員及び設備に関する基準)

項目	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(国の基準)	東大阪市の方針・考え方	分類
放課後児童健全育成事業者と非常災害対策	放課後児童健全育成事業者は、非常災害に備え、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならない。	同上	参酌すべき基準
放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件	放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。	同上	参酌すべき基準
放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等	放課後児童健全育成事業の職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	同上	参酌すべき基準
設備の基準	放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(以下この条において「専用区画」という。)を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。 2 専用区画の面積は、児童一人につきおおむね一.六五平方メートル以上でなければならない。 3 専用区画並びに第一項に規定する設備及び備品等(次項において「専用区画等」という。)は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、児童の支援に支障がない場合は、この限りではない。 4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。	同上 (第2項については既存事業所に平成32年3月31日まで経過措置を設ける)	参酌すべき基準

「(仮称)東大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の骨子案

- 1 条例の名称:(仮称)東大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 2 本市条例で定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の骨子案は次表のとおりとする。

※基準の分類

・「従うべき基準」=国の基準 ・「参酌すべき基準」=「従うべき基準」以外のもので国の基準を参考に市の実情に応じて市で設定。

項目	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(国の基準)	東大阪市の方針・考え方	分類
職員	<p>放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。</p> <p>2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに二人以上とする。ただし、その一人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第五項において同じ。)をもってこれに代えることができる。</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 保育士の資格を有する者 二 社会福祉士の資格を有する者 三 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第九号において「高等学校卒業等」という。)であって、二年以上児童福祉事業に従事した者 四 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者 五 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を取得したことにより、同法第一百零二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者 七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者 九 高等学校卒業等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの。 <p>4 第二項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね四十人以下とする。</p> <p>5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が二十人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち一人を除いた者又は補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りではない。</p>	<p>同上 (第4項については既存事業所に平成32年3月31日まで経過措置を設ける)</p>	<p>従うべき基準 (4のみ参酌すべき基準)</p>

「(仮称)東大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の骨子案

- 1 条例の名称:(仮称)東大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 2 本市条例で定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の骨子案は次表のとおりとする。

※基準の分類

・「従うべき基準」=国の基準 「参酌すべき基準」=「従うべき基準」以外のもので国の基準を参考に市の実情に応じて市で設定。

項目	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(国の基準)	東大阪市の方針・考え方	分類
利用者を平等に取り扱う原則	放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。	同上	参酌すべき基準
虐待等の禁止	放課後児童健全育成事業者の職員は、次の各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 一 利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 二 利用者にわいせつな行為をすること又は利用者をしてわいせつな行為をさせること。 三 利用者の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による前2号又は次号に掲げる行為の放置その他の職員としての業務を著しく怠ること。 四 利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	同上	参酌すべき基準
衛生管理等	放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水等について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。	同上	参酌すべき基準

「(仮称)東大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の骨子案

- 1 条例の名称: (仮称)東大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 2 本市条例で定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の骨子案は次表のとおりとする。

※基準の分類

・「従うべき基準」=国の基準 ・「参酌すべき基準」=「従うべき基準」以外のもので国の基準を参考に市の実情に応じて市で設定。

(運営に関する基準)

項目	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(国の基準)	東大阪市の方針・考え方	分類
運営規定	放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。 一 事業の目的及び運営の方針 二 職員の職種、員数及び職務の内容 三 開所している日及び時間 四 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額 五 利用定員 六 通常の事業の実施地域 七 事業の利用に当たっての留意事項 八 緊急時等における対応方法 九 非常災害対策 十 虐待の防止のための措置に関する事項 十一 その他事業の運営に関する重要事項	同上	参酌すべき基準
放課後児童健全育成事業者が備える帳簿	放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。	同上	参酌すべき基準
秘密保持等	放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	同上	参酌すべき基準
苦情への対応	放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。	同上	参酌すべき基準

「(仮称)東大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の骨子案

1 条例の名称:(仮称)東大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

2 本市条例で定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の骨子案は次表のとおりとする。

※基準の分類

・「従うべき基準」=国の基準 ・「参酌すべき基準」=「従うべき基準」以外のもので国の基準を参考に市の実情に応じて市で設定。

項目	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(国の基準)	東大阪市の方針・考え方	分類
開設時間及び日数	<p>放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開設する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。</p> <p>一 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 一日につき八時間</p> <p>二 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 一日につき三時間</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開設する日数について、一年につき二百五十日以上を原則として、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。</p>	同上	参酌すべき基準
保護者との連絡	<p>放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得よう努めなければならない。</p>	同上	参酌すべき基準
関係機関との連携	<p>放課後児童健全育成事業者は、市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。</p>	同上	参酌すべき基準
事故発生時の対応	<p>放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>	同上	参酌すべき基準
施行期日	<p>この省令は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)の施行の日から施行する。</p>	同上	参酌すべき基準

「(仮称)東大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の骨子案

- 1 条例の名称:(仮称)東大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 2 本市条例で定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の骨子案は次表のとおりとする。

※基準の分類

・「従うべき基準」=国の基準 ・「参酌すべき基準」=「従うべき基準」以外のもので国の基準を参考に市の実情に応じて市で設定。

職員の経過措置	この省令の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間、第十条第三項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(平成三十二年三月三十一日まで修了することを予定している者を含む。)」とする。	同上	従うべき 基準
---------	---	----	------------

<青少年スポーツ室より報告事項>

①東大阪市留守家庭児童育成クラブ運営事業者決定について

平成27年4月から留守家庭児童育成クラブの運営を行う事業者を募集したところ、7社の応募がありました。平成26年12月6日(土)にプレゼンテーションとヒアリングを行い、その後運営事業者選考委員会にて2社を決定しました。

現在、事業者は個別にクラブを訪問し、引継作業や指導員との個別面談を行っており、4月1日開設に向けて準備を行っております。

②市民説明会の実施について

平成27年度以降の留守家庭児童育成クラブの運営について、広く知って頂くため説明会を開催しました。

平成27年1月14日(水)～平成27年1月18日(日)の間に、市内各所において5回開催し、約260名の参加者がありました。なお、市民の皆様からの質問に対して、回答を2月上旬に市のウェブサイトで行う予定です。

③指導員説明会の実施について

平成27年1月7日(水)～平成27年1月9日(金)の間に、4回に分けて、平成27年度から運営主体が事業者となる28クラブの指導員に対して、説明会を行いました。

④条例の制定について

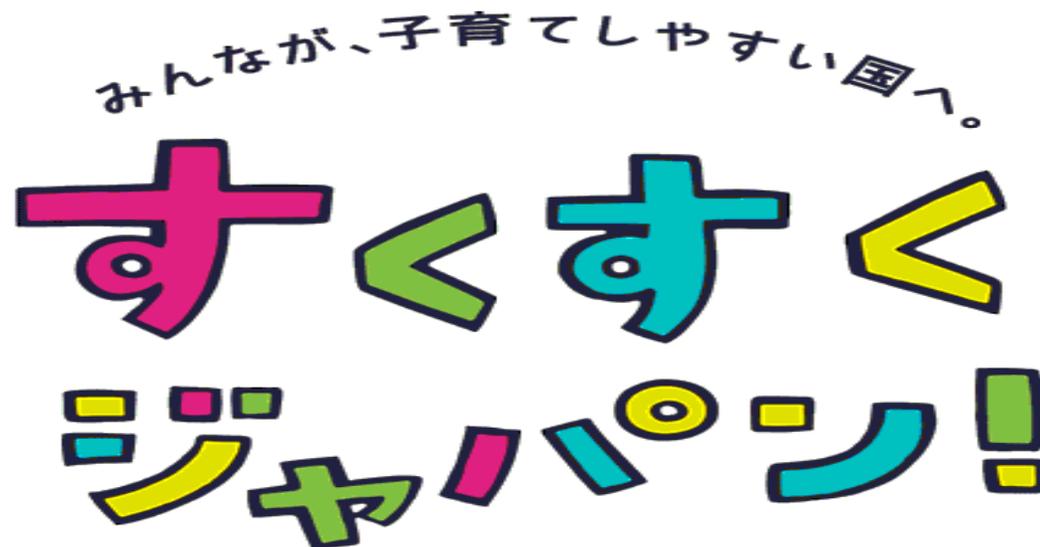
子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号。以下「子ども・子育て支援法整備法」という。)第6条により、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の8の2が新設され、市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めることとされました。

このことを受け、「(仮称)東大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を制定するにあたり、広く市民の皆様からご意見を募集するため、現在パブリックコメントを実施しております。募集期間は平成27年1月13日(火)～平成27年2月12日(木)です。なお、施行日は、子ども・子育て支援法整備法の施行日(平成27年4月1日)を予定しております。

東大阪市

留守家庭児童育成クラブ 市民説明会

※国の動向で、詳細については
今後変更する可能性もあります。



これまでの経過

留守家庭児童育成クラブは、平成24年8月に国の「子ども・子育て支援新制度」の1つとして法定化され、質の確保・量的拡充を図ることとされました。

また、児童福祉法の改正により、設備・運営基準を国の省令に基づき各市町村で条例化することにより、平成27年4月から施行することになりました。

平成25年10月に、市が行いました1万人のアンケート調査、同年12月に、青少年スポーツ室が入会児童の保護者に行いましたアンケート調査の結果を考慮しながら、新制度・市条例の趣旨を踏まえたクラブの運営を行ってまいります。

子ども・子育て支援新制度とは？

○子ども・子育て新制度の3つの目的

1. 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
2. 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
3. 地域の子ども・子育て支援の充実

留守家庭児童育成クラブは3に位置付けられています

「留守家庭児童育成クラブ」とは？

留守家庭児童育成クラブ（国の名称は放課後児童クラブ）は下校後保護者が就労等により昼間家庭にいない児童をあずかり、児童の安全確保と遊びを主とした生活指導を行い、児童の健全育成を図るものです。

平成26年度現在

＜対象＞ 小学校低学年（1年生から3年生）

＜実施場所＞市立53小学校内

＜事業運営＞運営委員会方式（各校区において自治会をはじめ、地域関係団体および学校の協力のもと、運営委員会を組織し、留守家庭児童育成クラブを開設・運営するもの。）

＜開設時間＞（授業のある日）放課後～午後5時
（長期休業日） 午前9時～午後5時
（土曜日） 午前9時～午後5時

※一部クラブでは開設時間の延長を実施。

＜指導員＞ 児童の健全育成について、豊富な知識、経験等があり、健康で熱意のある者。

平成27年度以降の「留守家庭児童育成クラブ」はどうか？①

①児童福祉法の改正により事業の対象範囲の引き上げ。

小学校3年生まで ⇒ 小学校6年生まで

②子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）第6条により、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8の2が新設され、市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めることとなりました。

⇒国の省令に基づき、市では「（仮称）東大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」骨子案を作成しました。これについて、市民の皆様からご意見を募集しております。

（募集期間）平成27年1月13日（火）～平成27年2月12日（木）

平成27年度以降の「留守家庭児童育成クラブ」はどうか？②

国の省令について主なもの

- ①クラブの専用区画の面積は児童1人あたりおおむね1.65㎡以上
⇒（課題）施設面積の拡充整備

- ②開設時間は平日は1日につき3時間以上、小学校の休業日は1日につき8時間以上を原則とし、開設日数は1年につき250日以上とする。⇒（課題）開設日数・時間の拡大

平成27年度以降の「留守家庭児童育成クラブ」はどうか？③

<課題1> 施設面積の拡充整備について

平成26年度～平成27年度にクラブの待機児童の解消とともに入会を希望するすべての児童を収容できる施設整備を行います。

※平成27年度に整備を行うクラブは、クラブの入会対象年齢を4年生までとしています。

<課題2> 開設時間及び日数の拡大について

現状の運営ではクラブ間で、開設日や時間について違いがありました。そのため、平成27年度からは全クラブ統一したものとします。

【開設時間】	(授業のある日)	放課後～午後6時30分まで
	(長期休業日)	午前8時30分～午後6時30分まで
	(土曜日)	午前8時30分～午後5時まで

- (1) 開設時間は学校行事等により変更となる場合もあります。
- (2) 全土曜日の開設を実施します。
※ただし、事前に希望者がいない事が分かっている場合は開設しないこともあります。
- (3) 児童の退室は原則午後5時までとし、午後5時以降の時間延長を希望する場合は、保護者等のお迎えが必要です。

【休業日】

- ①日曜日
- ②国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ③12月29日から翌年の1月3日までの日

平成27年度以降の「留守家庭児童育成クラブ」はどうか？④

～指導員の配置について～

- ・指導員の配置は1教室ごとの児童数によって原則、以下のとおりとします。

必ず1名は有資格者である放課後児童支援員が配置されます。

児童数	1～25人	26～40人	41～55人	56人～
指導員数	2人	3人	4人	5人

平成27年度以降の「留守家庭児童育成クラブ」はどうか？⑤

～事業主体について～

開設時間に違いがあるなど、クラブ間で格差がある中、平成27年度以降は市の条例に基づいたクラブ運営を行わなければなりません。

このことを地域運営委員会と協議を重ねた結果、これらの課題を解決し、引き続き運営主体として継続されるクラブが24クラブ、運営の継続は困難と判断されたクラブが28クラブとなりました。

当該28クラブの運営を平成27年度以降も継続実施できるよう、市では事業者の公募を行い、事業者を選考しました。

⇒平成27年度以降の留守家庭児童育成クラブの運営主体は、地域運営委員会と民間事業者の2種になります。

平成27年度以降の「留守家庭児童育成クラブ」はどうか？⑥

～民間事業者について～

- ・事業者募集を行い、選考を行った結果、下記の2社に決定しました。

(株)共立メンテナンス

- A（縄手北・枚岡西・石切・孔舎衙・縄手南・上四条・縄手東・孔舎衙東）
- C（玉川・玉美・若江・花園・岩田西・花園北・上小阪）
- D（荒川・長堂・三ノ瀬・森河内・太平寺・弥刀東・長瀬西・柏田）

シダックス大新東ヒューマンサービス(株)

- B（成和・北宮・弥栄・鴻池東・加納）

※上記以外のクラブについては、従来の地域運営委員会が継続運営いたします。

平成27年度以降の「留守家庭児童育成クラブ」はどうか？⑦

● 保護者負担金について

- 1 平成27年度の保護者負担金は月額5,500円となります。土曜日の利用を希望する場合は、別途1,000円の負担金が必要となります。

(注：おやつ代、保険料は別途実費が必要です。)

- 2 平成28年度の保護者負担金は月額6,000円、平成29年度の保護者負担金は月額6,500円と段階的に保護者負担金の見直しを行います。

● 国の考え方

保護者負担	国 1 / 3
	都道府県 1 / 3
	市町村 1 / 3

留守家庭児童育成クラブに関する費用負担割合は、総事業費の1/2程度を保護者負担、残りの1/2程度を国・府・市町村（東大阪市は中核市のため、国が1/3、東大阪市が2/3の負担）となっています。

平成10年から現在の月額5,000円で運営してまいりましたが、このたび、上記の国の考え方に基づき、改めて東大阪市の事業規模から換算した結果、東大阪市の保護者負担金は7,500円となります。

しかし、現在の5,000円から2,500円もの増額になると激変となることから、段階的に見直しを行うことといたしました。

東大阪市

子ども・子育て支援事業計画
市民説明会

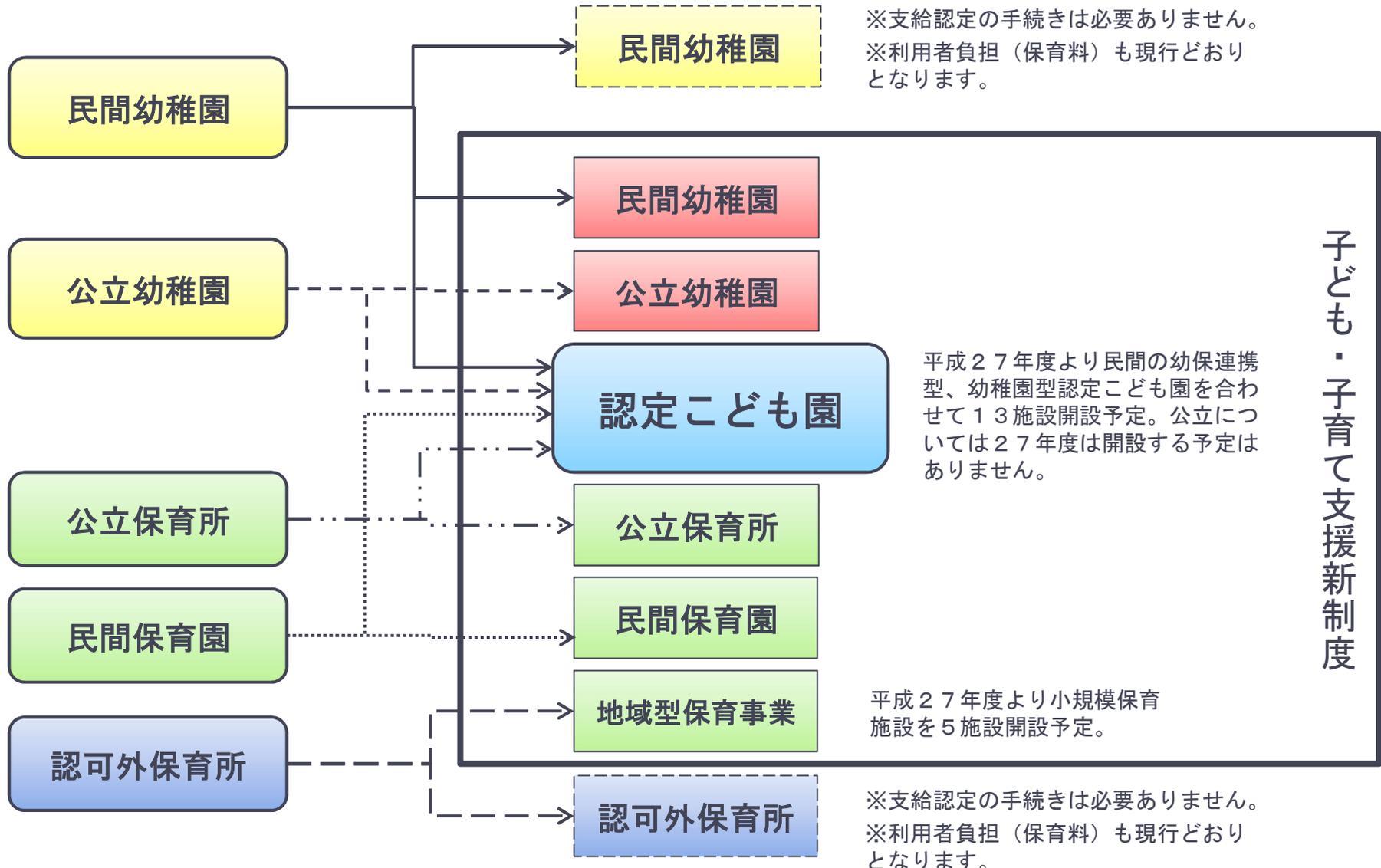
※制度の詳細については現在検討中です。
国の動向で、今後変わってくる可能性があります。

みんなが、子育てしやすい国へ。

すくすく
ジャパポン!

入園手続き・利用者負担について

● 新制度後の幼稚園・保育所について



(参考) 平成27年度の幼稚園・保育所等について

幼稚園一覧

公立
石切幼稚園
孔舎衙幼稚園
縄手南幼稚園
縄手幼稚園
縄手北幼稚園
枚岡幼稚園
池島幼稚園
北宮幼稚園
成和幼稚園
若江幼稚園
英田幼稚園
玉串幼稚園
岩田幼稚園
小阪幼稚園
高井田幼稚園
意岐部幼稚園
菱屋西幼稚園
弥刀東幼稚園
長瀬西幼稚園

全19園

民間
石切山手幼稚園
恵徳幼稚園
枚岡カトリック幼稚園
四葉幼稚園
花園幼稚園
徳庵愛和幼稚園
森河内幼稚園
桃の里幼稚園
進修幼稚園
西堤幼稚園
大阪樟蔭女子大学附属幼稚園
八戸ノ里幼稚園
東大阪大学附属幼稚園
進修第二幼稚園
長栄幼稚園
大阪商業大学附属幼稚園
青葉幼稚園

全17園

(参考) 平成27年度の幼稚園・保育所等について

保育所（園）一覧

公立	民間			
六万寺保育所	若宮保育園	くすのき保育園	アーバンチャイルド保育園	むぎの穂保育園
石切保育所	善根寺保育園	玉串保育園	しまのうち保育園	やまゆり保育園
鳥居保育所	西若宮保育園	愛保育園	菊水園保育所	さわらび保育園
鴻池子育て支援センター	めだか保育園	はるか保育園	第二愛保育園	恵果保育園
岩田保育所	石切山手保育園	花園第二保育園	青葉学園	おりづる保育園
高井田保育所	若宮森の子保育園	くるみ保育園	累徳学園	どんぐり保育園
金岡保育所	四季の風保育園	ポッポ保育園	ひしの美保育園	むぎの穂第二保育園
友井保育所	あおぞら保育園	すずな保育園	あいせん保育園	うみがめ保育園
御厨保育所	みるく保育園	たいよう保育園	マーヤ保育園	いなだ保育園
大蓮保育所	エンゼル保育園	ポッポ第2保育園	長瀬菊水園保育所	はるみや保育園
長瀬子育て支援センター	しらゆき保育園	本庄保育園	ひしの美東保育園	全46園
荒本子育て支援センター	春日保育園	くすのきめぐみ保育園	東大阪ヒマワリ保育園	

全12園

(参考) 平成27年度の幼稚園・保育所等について

認定こども園

1号・2号・3号受け入れ施設
仮称) 白鳩保育園
仮称) さくらい保育園
仮称) 中新開さつき保育園
仮称) 鴻池学園
仮称) 松葉幼稚園
仮称) フタバ学園
仮称) 木の実保育園

2号・3号受け入れ施設
仮称) 花園保育園
仮称) 若江保育園
仮称) 弥刀さつき保育園

1号・2号受け入れ施設
仮称) 朝陽ヶ丘幼稚園
仮称) みどり幼稚園
仮称) 源氏が丘幼稚園

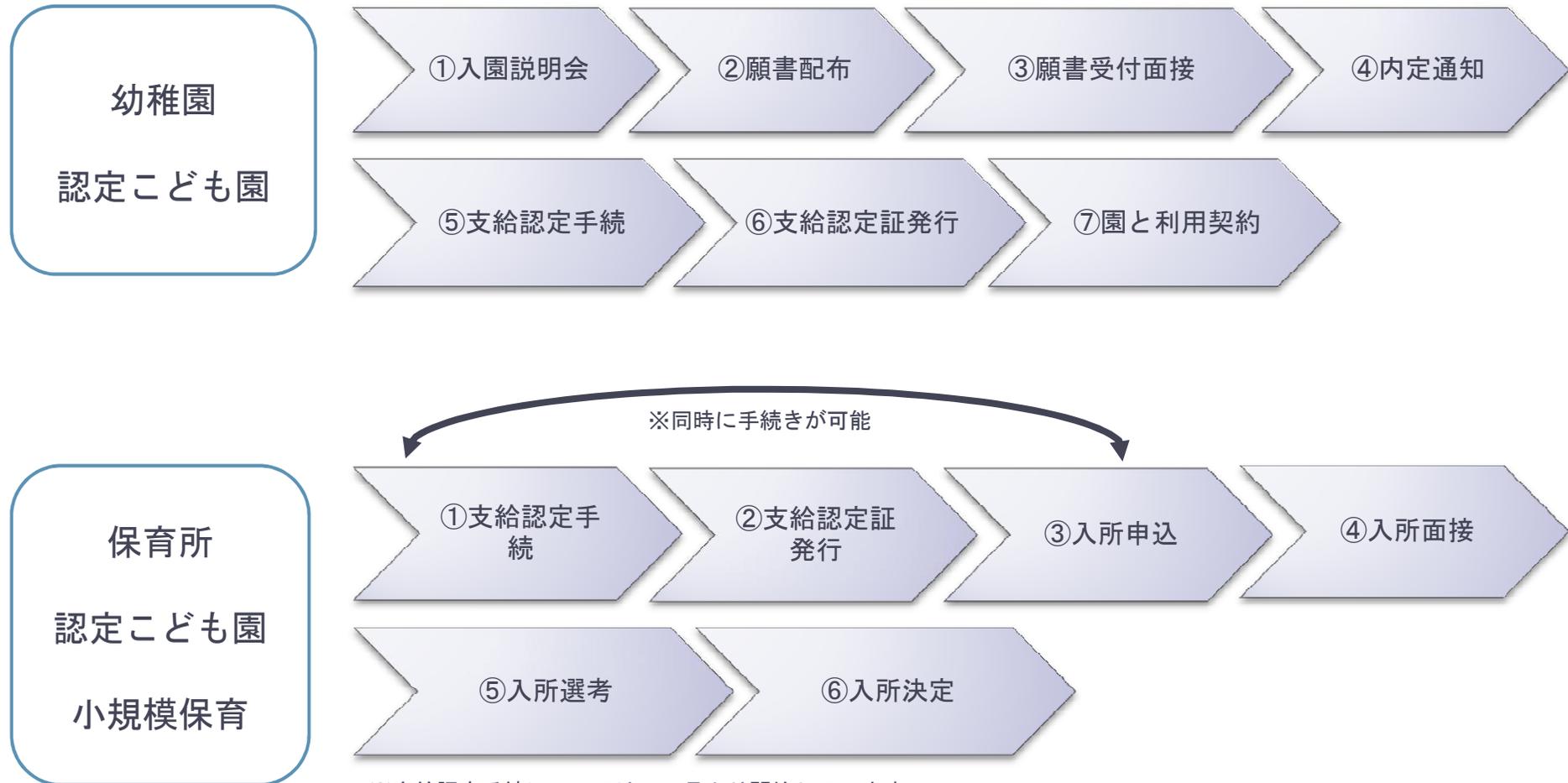
全13園

小規模保育

仮称) エンジェルキッズ新石切園
仮称) きらきら保育園
仮称) 保育所ちびっこランド若江岩田園
仮称) かえる保育園
仮称) どんぐりのおうち

全5園

● 新制度の幼稚園・保育所新規入園手続き



※支給認定手続については10月より開始しています。

※平成27年度入所については、入所決定時に支給認定証を発行いたします。

● 支給認定区分

利用可能な施設

1号認定：教育標準時間認定

満3歳以上で、教育を希望される場合

幼稚園・認定こども園

2号認定：満3歳以上保育認定

満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し
保育所等での保育を希望される場合

保育所・認定こども園

3号認定：満3歳未満保育認定

満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し
保育所等での保育を希望される場合

保育所・認定こども園・小規模保育

※2号3号については、さらに保育の必要量に応じて
保育標準時間（11時間利用）と保育短時間（8時間利用）に区分されます。

● 支給認定区分

■ 保育の必要な事由

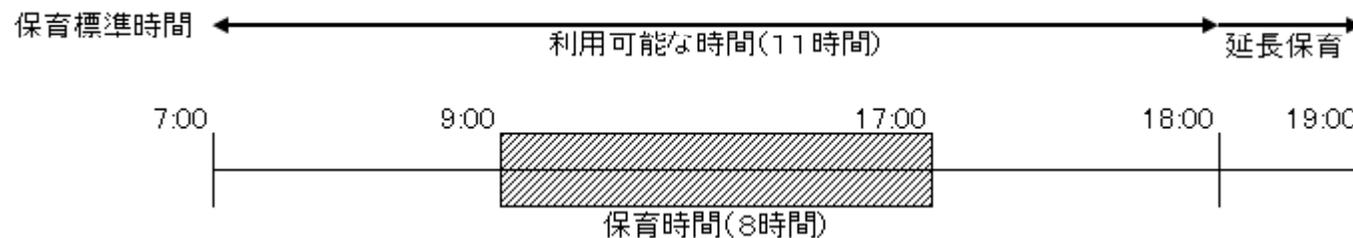
- ① 就労（48時間から64時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること）
※本市では当面の間、48時間未満の就労であっても保育の必要性を認めます。
- ② 妊娠・出産
- ③ 保護者の疾病・障害
- ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動中
- ⑦ 就学
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあること
- ⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩ その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

● 支給認定区分

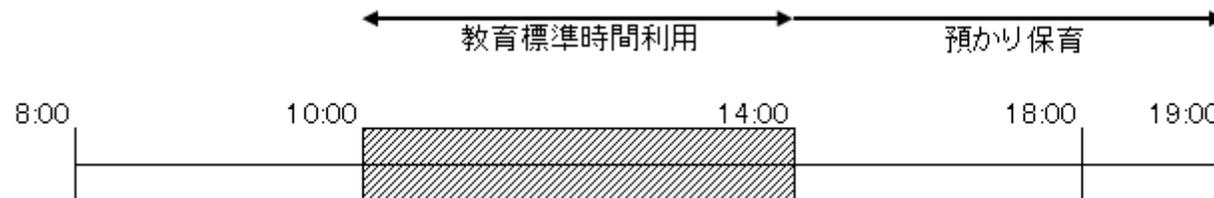
■ 保育の必要量

- ① 「保育標準時間」利用
フルタイム就労（週30時間以上）を想定した利用時間（最長11時間）
- ② 「保育短時間」利用
パートタイム就労（週30時間未満）を想定した利用時間（最長8時間）

■ 保育利用時間の目安



■ 教育標準時間の目安

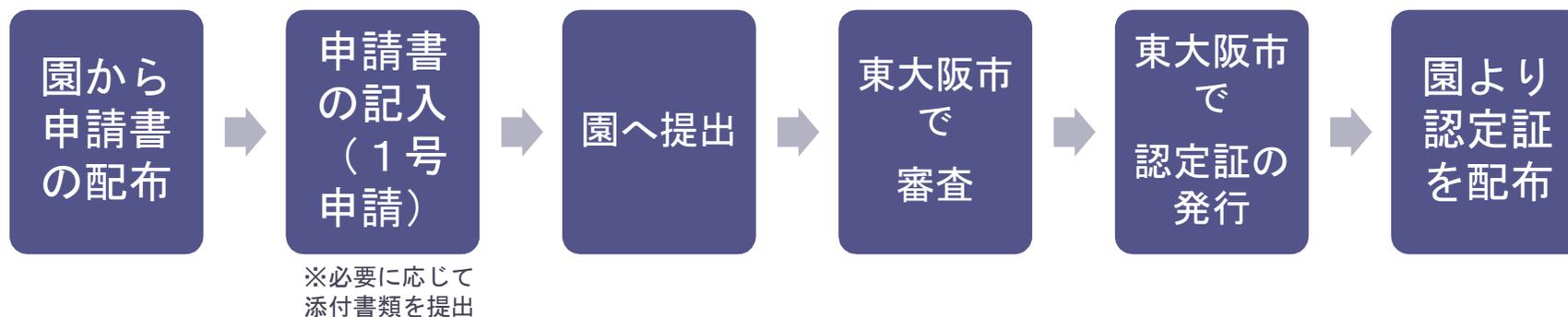


● 支給認定手続きの流れ（新規入園）

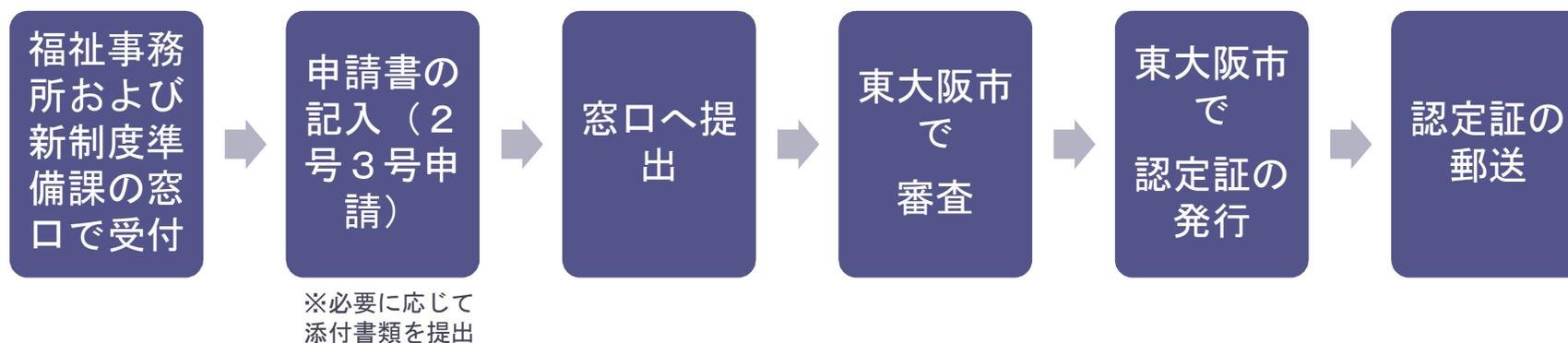
■ 1号認定手続き（幼稚園・認定こども園1号認定分）

※内定の通知を受けた方のみ幼稚園を通じて手続きをしていただきます。

※新制度に移行しない幼稚園については手続きの必要はありません。



■ 2号3号手続き（保育所・認定こども園2・3号認定分）



● 入所選考基準について

現行：ランク制

第1選考基準	第2選考基準
保護者の就労状況など	考慮すべき事由
A	1
B	2
C +	3
D	4
E	5
F	6
	7
	8
	9



A 1

A 2

A 1 から順に入所決定

.

.

.

F 9

新制度：ポイント制

基礎点	調整指数
保護者の就労状況など	考慮すべき事由
100	20
90	12
80	10
.	.
.	.
.	.
.	.
0	1



120

110

点数の高い順に入所決定

.

.

.

1

(参考) 新制度での保育所入所選考基準

平成27年度保育施設入所選考基準

選考指数 基礎指数		
居宅内外労働	主たる保育者が週5日以上、かつ40時間以上、居宅内外で働いており、それに見合う収入がある場合	82
	主たる保育者が週4日以上、かつ30時間以上、居宅内外で働いており、それに見合う収入がある場合	72
	主たる保育者が週3日以上、かつ12時間以上、居宅内外で働いており、それに見合う収入がある場合	62
	主たる保育者が週12時間以上、内職をしている場合	52
	主たる保育者の雇用主が配偶者又は親族で、週4日以上、かつ30時間以上、居宅内外で働いているが、それに見合う収入の証明がない場合	72
就学	主たる保育者が週3日以上、かつ12時間以上、居宅内外で働いているが、それに見合う収入の証明がない場合	62
	主たる保育者が上記以外の就労等の場合	42
	主たる保育者が週4日以上、かつ30時間以上、就学している場合	72
疾病等	主たる保育者が週3日以上、かつ12時間以上、就学している場合	62
	主たる保育者が上記以外の就学等の場合	42
	主たる保育者が長期入院している場合や常時寝たきりの状態である場合	91
	主たる保育者が通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時困難な場合	81
障害等	主たる保育者が慢性疾患又は長期疾病のため病床で過ごさないが、自宅での療養を指示されており保育が困難な場合	61
	主たる保育者が上記以外の疾病等で保育が困難な場合	41
	主たる保育者が重度の障害を有する場合	91
介護・看護等	主たる保育者が中度の障害を有する場合	81
	主たる保育者が上記以外の障害を有する場合	61
	主たる保育者が同居の親族等を常時、介護又は看護している場合で、かつ介護又は看護を必要とする者が重度の障害者(児)又は疾病等による寝たきりの者である場合	83
妊娠・出産等	主たる保育者が介護又は看護により、保育が常時困難と認められる場合で、かつ介護又は看護を必要とする者が中度以上の障害者(児)又は慢性・長期疾病等で通院加療を要する者及び長期入院中の者である場合	63
	主たる保育者が上記以外の介護・看護等で保育が困難な場合	43
祖父母等と子どもの世帯	主たる保育者が出産前後(産前産後8週間の期間)である場合	40
災害等	主たる保育者が週4日以上、かつ30時間以上、居宅内外で働いており、それに見合う収入がある場合	100
	その他の祖父母等と子どもの世帯	80
関係機関及び施設の依頼等	主たる保育者が居宅を失い又は破損し、その復旧にあっている場合	100
	特別な支援を要する児童として関係機関等から入所依頼等がある場合	100
	主たる保育者が週4日以上、かつ30時間以上、居宅内外で働くことが確定している場合	60
就労確定	主たる保育者が週3日以上、かつ12時間以上、居宅内外で働くことが確定している場合	50
	主たる保育者が上記以外で、居宅内外で働くことが確定している場合	40
	ひとり親世帯で主たる保育者が求職活動をしている場合、または生計中心者の失業等で主たる保育者が求職活動をしている場合	40
就労希望	主たる保育者が求職活動中の場合	20
	主たる保育者が求職活動中ではない場合又は上記以外の場合	0
その他	東大阪市外に居住している場合	10
	主たる保育者が求職活動をしていない場合又は上記以外の場合	0

調整指数	
保護者状況による加点	
3	主たる保育者が就労時間の延長を予定しており、延長後の就労時間が現在の基礎指数の区分より上位の区分に該当する場合
1	主たる保育者が保育士または幼稚園教諭として、就労中または就労が確定している場合
世帯状況による加点	
10	生活保護受給世帯(保育施設入所により自立が期待できる場合)
12	ひとり親世帯(就労・就労確定)
2	ひとり親世帯(上記及び就労希望を除く)
児童状況による加点	
20	関係機関からの入所依頼がある場合等で、特別な支援を要する児童
11	兄弟姉妹が別々の認可保育施設に入所している場合(2園分離)
7	2歳クラスまでの保育施設の卒園予定児童で、保育の継続を図る必要がある場合(提携先のある園の卒園児を除く)
5	児童の兄弟姉妹が既に保育施設に入所している場合(2園分離加点世帯除く)
5	児童が認可外保育施設等に週3日以上かつ、主たる保育者の入所要件に見合う利用をしている場合

【特記事項】

- 家庭状況等、特別な事情がある場合は、選考において配慮することができる。
- 選考において、基準点が同じ場合、基礎点の高さ、希望順位の高さ、主たる保育者の週当たりの通算就労時間の長さ等について一定配慮することができる。
- 主たる保育者が育児休暇中の場合、入所理由証明書等において、入所後速やかに就労復帰することが確認できる場合、就労に準じて選考するものとする。
- 2歳クラスまでの認可保育施設の卒園予定児が、提携先の施設において引き続き保育の実施を希望する場合、保育の継続性を図るために配慮することができる。
- 家庭保育が可能な状況での認可外保育施設等の利用については、調整指数の加算対象としないものとする。
- 「重度の障害」とは、療育手帳のA、身体障害者手帳の1級及び2級、精神障害者保健福祉手帳の1級に該当する場合。
- 「中度の障害」とは、療育手帳のB1、身体障害者手帳の3級及び4級、精神障害者保健福祉手帳2級及び3級に該当する場合。
- 主たる保育者とは、父子家庭を除き原則母親とする。

● 新制度での幼稚園・保育所の保育料について

現行の保育料

幼稚園

保育料＋入園料

民間：入園料	40,000円～100,000円
保育料	16,500円～28,000円
公立：入園料	5,000円
保育料	6,500円

就園奨励費

(所得、扶養人数により設定。 市民税ベース)

自己負担分

保育所

保育料

東大阪市が定める基準額
(所得、年齢により設定。所得税ベース)

新制度の保育料

現行の幼稚園・保育所の利用者負担の水準を基に国が定める基準を限度として東大阪市が基準を定める

- ・支給認定ごとに、所得に応じた階層設定を行います。
- ・世帯の市民税額で計算されます(切り替え時期は9月となります。4月～8月までの保育料は前年度の市民税額、9月～3月までの保育料は当該年度の市民税額になります。)

(参考) 新制度での本市が定める利用者負担額案 (国基準の72.5%)

教育標準時間認定 (1号)

階層区分	定義	市基準額(案)	
010	被生活保護世帯及び中国残留邦人の自立支援給付需受給世帯	第1子	0
		第2子	0
		第3子	0
02A	市町村民税非課税世帯であって母子(父子)世帯・在宅障害児(者)のいる世帯	第1子	0
		第2子	0
		第3子	0
02B	市町村民税非課税世帯(010・02A階層を除く)	第1子	6,590
		第2子	3,290
		第3子	0
03A	市町村民税所得割課税額77,100円以下であって母子(父子)世帯・在宅障害児(者)のいる世帯	第1子	10,940
		第2子	5,470
		第3子	0
03B	市町村民税所得割課税額77,100円以下(03A階層を除く)	第1子	11,670
		第2子	5,830
		第3子	0
D01	市町村民税所得割課税額 211,200円以下	第1子	14,860
		第2子	7,430
		第3子	0
D02	市町村民税所得割課税額 211,201円以上	第1子	18,630
		第2子	9,310
		第3子	0

※27年度の公立幼稚園の保育料の内、5歳児については現行の保育料(6,500円)とする経過措置を採る予定です。

(参考) 新制度での本市が定める利用者負担額案 (国基準の72.5%)

保育認定(2号、3号)

階層区分	定義	市基準額(案)						
		年齢 認定区分	3歳未満児		3歳児		4歳以上児	
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
O10	被生活保護世帯 及び中国残留邦人の 自立支援給付需受給世帯	第1子	0	0	0	0	0	0
		第2子	0	0	0	0	0	0
		第3子	0	0	0	0	0	0
O2A	市町村民税非課税世帯であつて 母子(父子)世帯・在宅障害 児(者)のいる世帯	第1子	0	0	0	0	0	0
		第2子	0	0	0	0	0	0
		第3子	0	0	0	0	0	0
O2B	市町村民税非課税世帯(O1 O・O2A階層を除く)	第1子	6,520	6,520	4,350	4,350	4,350	4,350
		第2子	3,260	3,260	2,170	2,170	2,170	2,170
		第3子	0	0	0	0	0	0
O3A	市町村民税所得割課税額 48,600円未満であつて母子(父 子)世帯・在宅障害児(者)の いる世帯	第1子	13,410	13,260	11,230	11,090	11,230	11,090
		第2子	6,700	6,630	5,610	5,540	5,610	5,540
		第3子	0	0	0	0	0	0
O3B	市町村民税所得割課税額 48,600円未満(O3A階層を除 く)	第1子	14,130	13,990	11,960	11,810	11,960	11,810
		第2子	7,060	6,990	5,980	5,900	5,980	5,900
		第3子	0	0	0	0	0	0
D01	市町村民税 所得割課税額 97,000円未満	第1子	21,750	21,460	19,570	19,280	19,570	19,280
		第2子	10,870	10,730	9,780	9,640	9,780	9,640
		第3子	0	0	0	0	0	0
D02	市町村民税 所得割課税額 169,000円未満	第1子	32,260	31,820	30,080	28,200	26,120	23,350
		第2子	16,130	15,910	15,040	14,100	13,060	11,670
		第3子	0	0	0	0	0	0
D03	市町村民税 所得割課税額 301,000円未満	第1子	44,220	43,570	30,970	28,200	26,120	23,350
		第2子	22,110	21,780	15,480	14,100	13,060	11,670
		第3子	0	0	0	0	0	0
D04	市町村民税 所得割課税額 397,000円未満	第1子	58,000	57,130	30,970	28,200	26,120	23,350
		第2子	29,000	28,560	15,480	14,100	13,060	11,670
		第3子	0	0	0	0	0	0
D05	市町村民税 所得割課税額 397,000円以上	第1子	67,300	64,530	30,970	28,200	26,120	23,350
		第2子	33,650	32,260	15,480	14,100	13,060	11,670
		第3子	0	0	0	0	0	0

子ども・子育て支援新制度の概要

子ども・子育て支援新制度の概要

すべての子どもたちが、
笑顔で成長していくために。
すべての家庭が安心して子育てでき、
育てる喜びを感じられるために。
「子ども・子育て支援新制度」が
スタートします。



子ども・子育て支援新制度の概要②

○子ども・子育て新制度の3つの目的

1. 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
2. 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
3. 地域の子ども・子育て支援の充実

子ども・子育て支援新制度の概要③

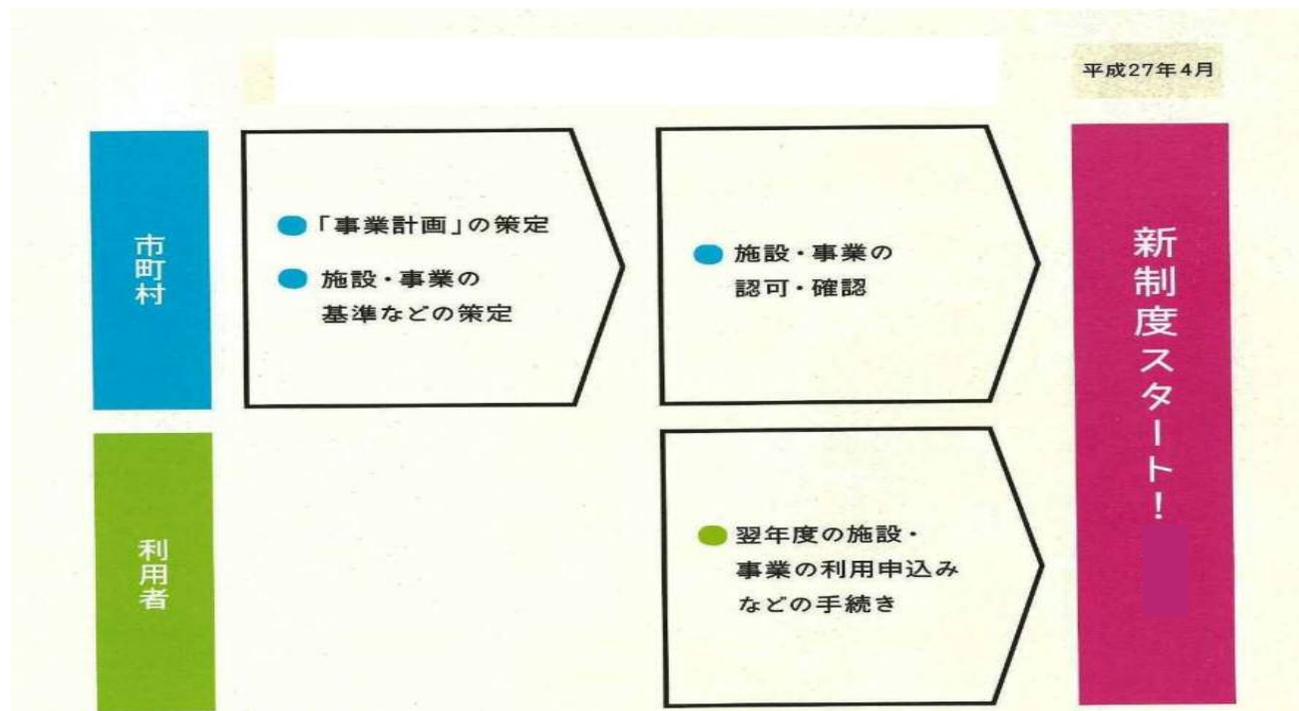
こんな取組みを進めていきます！

-  1 幼稚園と保育所のいいところをひとつにした「認定こども園」の普及を図ります。
-  2 保育の場を増やし、待機児童を減らして、子育てしやすい、働きやすい社会にします。
-  3 幼児期の学校教育や保育、地域の様々な子育て支援の量の拡充や質の向上を進めます。
-  4 子どもが減ってきている地域の子育てもしっかり支援します。

子ども・子育て支援新制度の概要④



「子ども・子育て支援新制度」は
平成27年の春に本格スタートします。



「認定こども園」とは？

認定こども園

0~5さい



教育と保育を一体的に行う施設

- 幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です
- 新制度では、認可手続きの簡素化などにより、新たな設置や幼稚園・保育所からの移行をやすくし、さらに普及を図っていきます。

3つの
ポイント

①

保護者の働いている状況に関わりなく、どのお子さんも、教育・保育を一緒に受けます。

②

保護者が働かなくなったなど、就労状況が変わった場合も、通い慣れた園を継続して利用できます。

③

子育て支援の場が用意されていて、園に通っていない子どものご家庭も、子育て相談や親子の交流の場などに参加できます。

「地域型保育」とは？

地域型保育

0～2さい



施設(原則20人以上)より少人数の単位で、
0-2歳の子どもを預かる事業

- 新制度では、新たに市町村の認可事業とし、待機児童の多い0-2歳児を対象とする事業を増やします。
- 保育施設を新設する場所のない都市部に加えて、子どもが減少している地方など、地域の様々な状況に合わせて保育の場を確保します。

4つの
タイプ



①

家庭的保育(保育ママ)

家庭的な雰囲気のもとで、
少人数(定員5人以下)を
対象にきめ細かな保育を行います。

②

小規模保育

少人数(定員6~19人)を対象に、家庭的保育に
近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。

③

事業所内保育

会社の事業所の保育施設などで、
従業員の子どもと地域の子どもを
一緒に保育します。

④

居宅訪問型保育

障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、
施設が無くなった地域で保育を
維持する必要がある場合などに、
保護者の自宅で1対1で保育を行います。

東大阪市の子ども・子育て支援の現状

保育所・幼稚園等の社会資源

【交流・育児相談】

- ・市内5箇所の子育て支援センター
- ・市内16箇所のつどいの広場

【保育所】

- ・公立12園
(うち公共社会福祉事業協会委託1園)
- ・私立54園

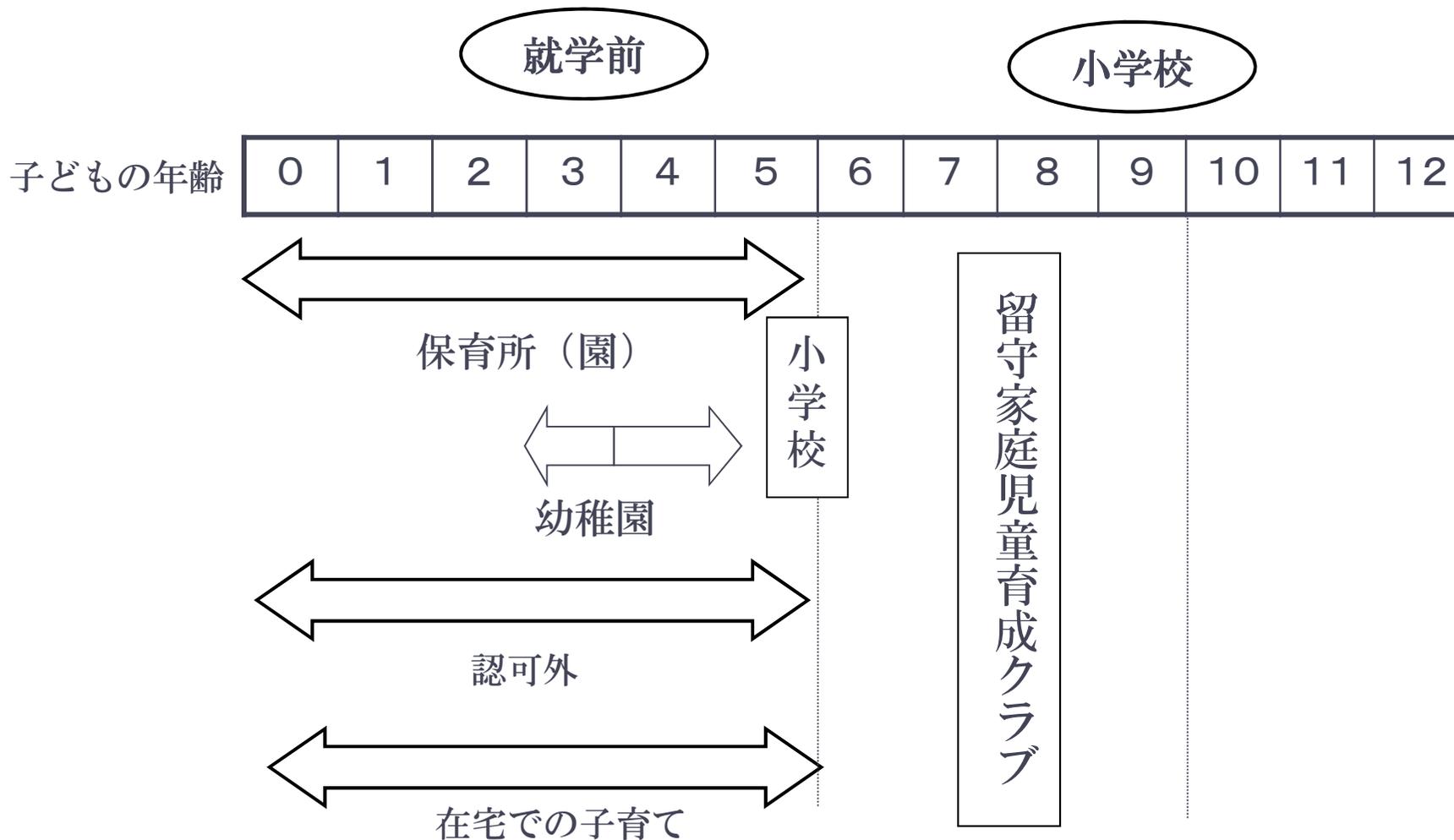
【幼稚園】

- ・公立19園
- ・私立22園

【認可外保育施設】 26施設

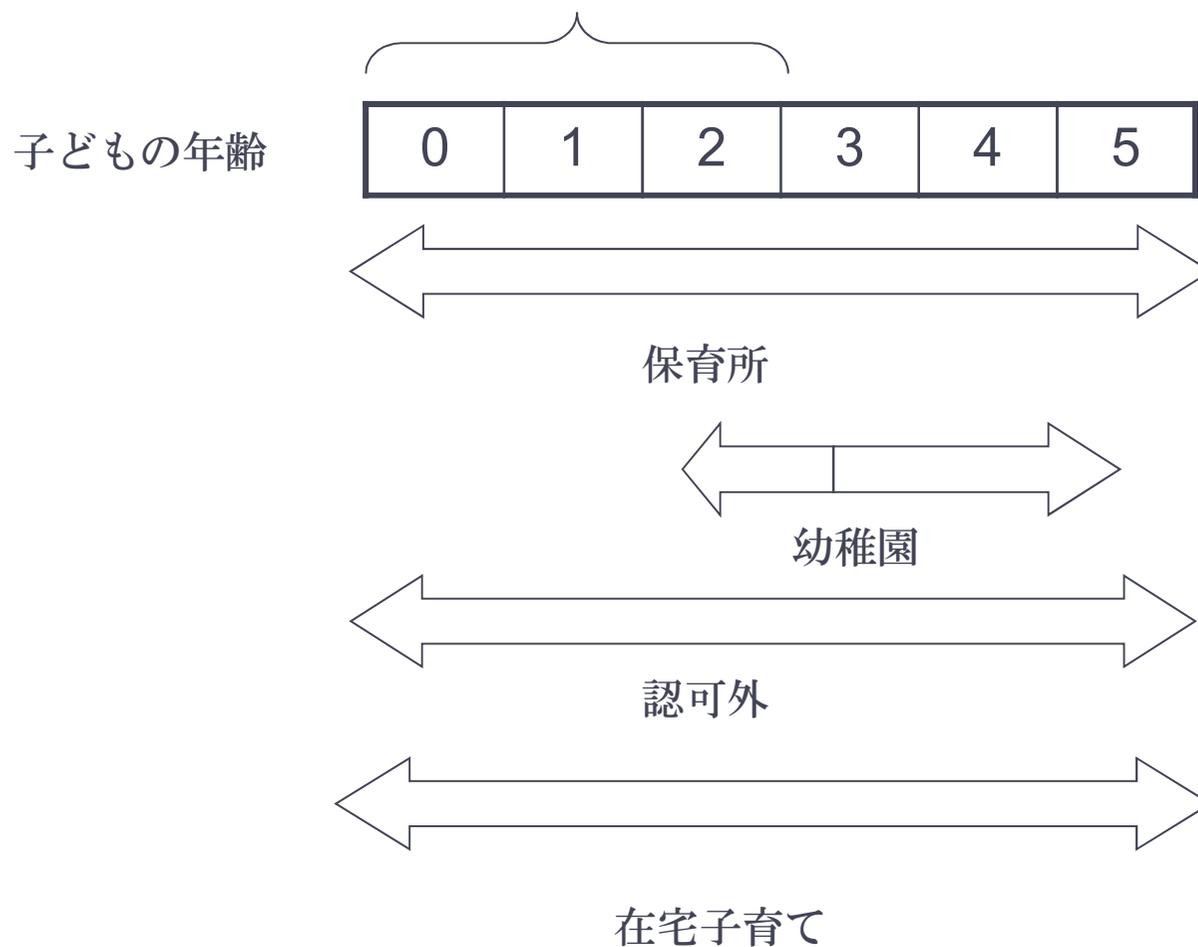
【子育てサークル等】 87箇所

子ども・子育て支援の現状



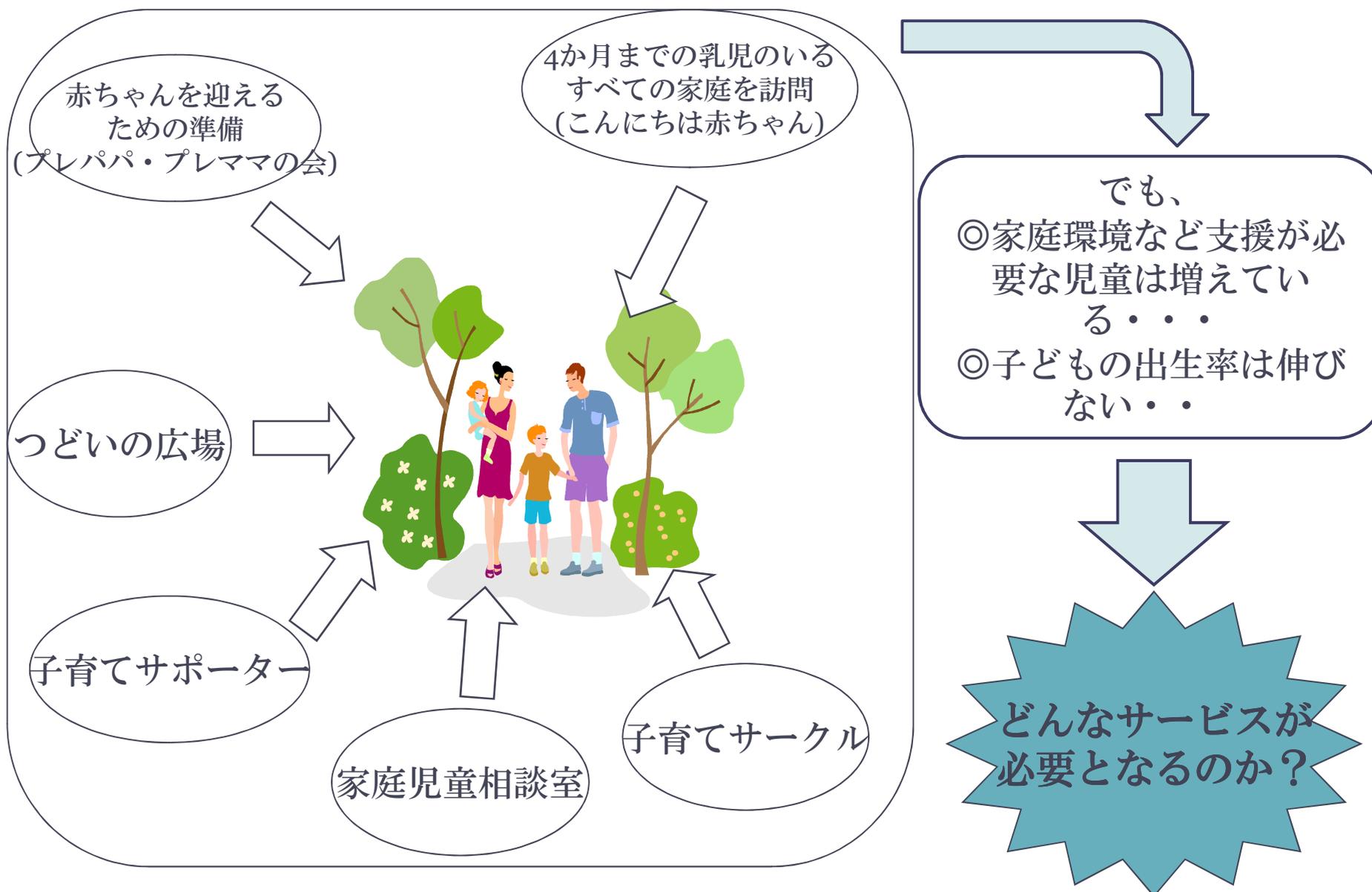
就学前の課題

待機児童が多い 平成26年度4月現在284人中266人が0～2歳



どうやって
解決するか？

在宅の子育て支援



これらの課題から、新たな子ども・子育て支援の方法が求められています



平成24年8月「子ども・子育て関連3法」の成立



子ども・子育て支援事業計画を策定し課題解決を目指します

子ども・子育て支援事業計画の概要

計画の基本理念

理 念

【 基本理念 】

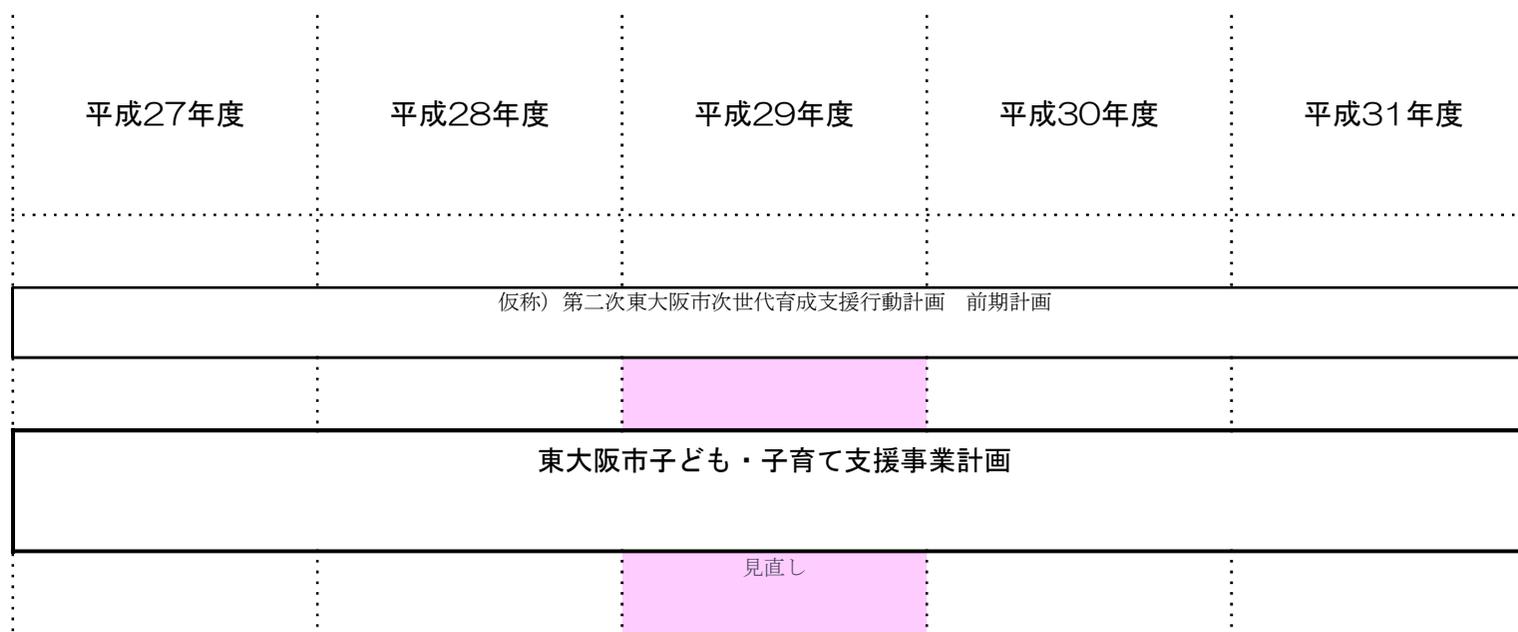
『すべての子どもの権利を尊重し、次代を担う子どもの生きる力・夢を育み、子育ての喜びが実感できる
まち東大阪』

※基本理念は東大阪市次世代育成支援行動計画の理念を継承しています

計画の期間

計画期間

本計画の計画期間は平成27年度から平成31年度までの5年間です。平成29年度には、事業計画の中間見直しを実施します。



計画の対象者

東大阪市に在住する妊婦・12歳未満の子ども及び子どもを養育している方のすべてを対象とします。



計画の基本的な考え方

計画策定における基本的な視点

すべての子どもへの質の高い教育・保育の提供と子育て支援の充実

- ①「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します
- ②一人一人の子どものすこやかな育ちを等しく保障します
- ③子育てについて家庭、地域、企業、行政などの社会全体が協働し、それぞれの役割を果たす社会を目指します
- ④子どもを生み育てたいと思うすべての人が、安心と喜びと誇りを持って子育てができるような社会を目指します

子どもの育ちと子育てに関する理念

社会全体で子どもを育てる

- ①子どもの育ち 成長していく力
周囲の環境に対して自分から能動的に働きかける力
→周囲の環境と関わる中で生活に必要な能力等を獲得
- ②子育てとは
子育て=子どもに愛情を注ぎ、存在に感謝し、子どもの存在に感動し、親も成長していく過程
→保護者の育児の肩代わりではなく、親としての成長の支援、子育てや子どもの成長に喜びを感じられる支援を目指します。

計画の基本的な考え方②

～すべての子どものために～

- ①すべての子どもに良質な成育環境を保障するために
- ②すべての子どもがすこやかに成長するために

現状分析

10,000アンケート
によるニーズ調査

在宅子育て家庭の座談会

施策展開に向けて

現状の課題

- ・ 東大阪市でこれまでに培ってきた質の維持
 - ・ 地域子育て支援事業の拡充の必要性(誰もが・いつでも・気軽に相談・利用できる環境整備)
 - ・ 在宅向けサービスの不足(育児・子育て相談、一時預かり、子育て支援センターなど集まれる場の増設)
 - ・ 既存の保育所(園)・幼稚園の仕組みだけではニーズに対応しづらい状況
⇒ 幼保一体化、幼保連携型認定こども園等の推進が望まれる
 - ・ 社会資源の再編整
- ・・・など

東大阪市の公立・民間でこれまで取り組んできた教育・保育の質を維持しながら、課題の解決を目指します

施策展開に向けて

戦略的に取り組むための3つの柱

幼児期における質の高い学校教育・保育の提供

- ↳ 幼保連携型認定こども園の整備などに取り組めます

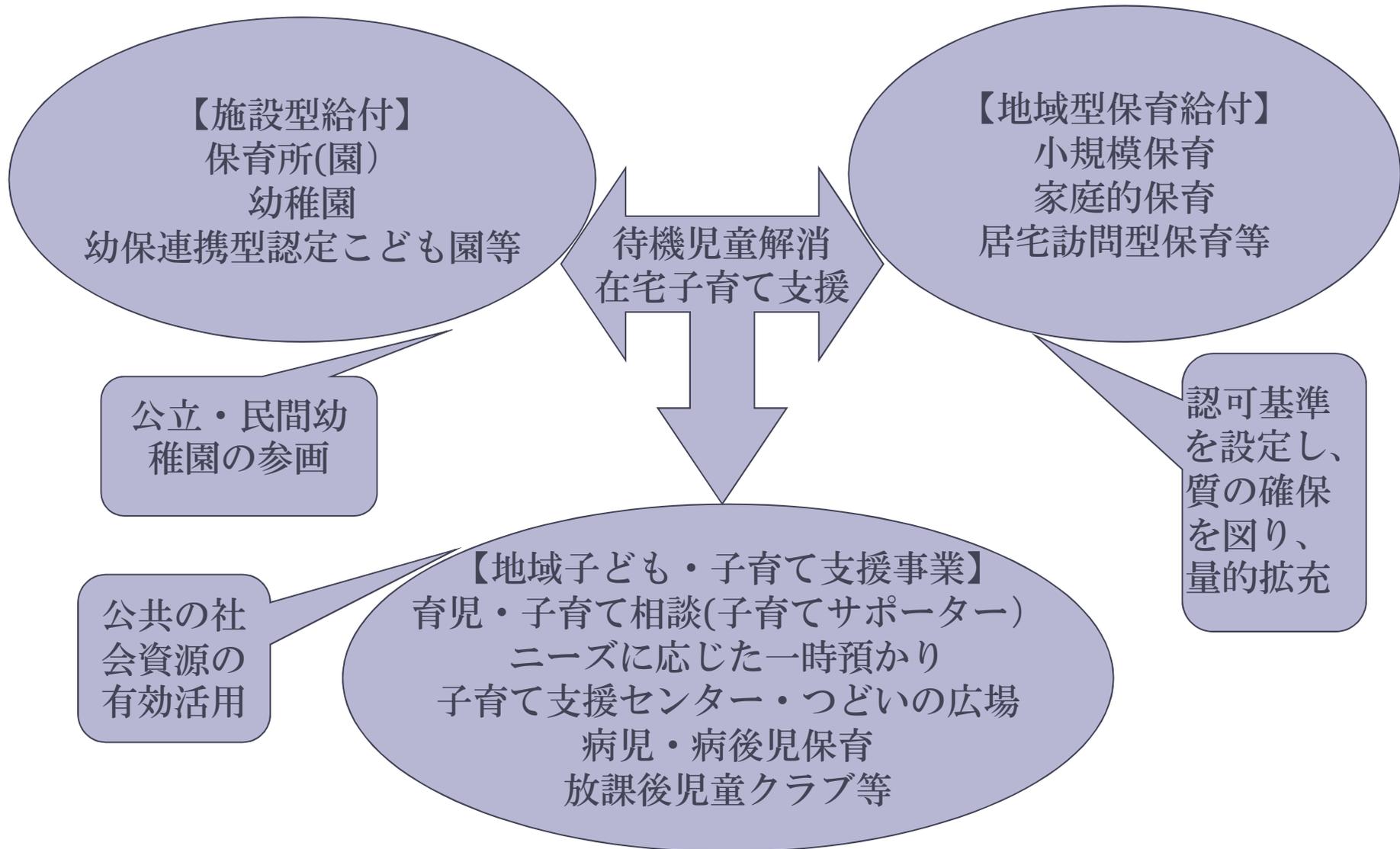
待機児童の解消

- ↳ 民間活力による供給量の拡大、小規模保育施設の整備などにより待機児童ゼロを目指します

在宅での子育て支援の拡充

- ↳ 買い物、通院、リフレッシュ等を目的とした、必要な時に使える一時預かりをスタートします

東大阪市の少子化対策3本の矢



公立の教育・保育施設の再編整備の考え方

公共の社会資源の有効活用を図るため、公立の教育・保育施設の再編整備にも取り組みます

新たなセーフティネットとしての公立の施設

子どもにやさしいまちづくり
～公立の施設は地域の子ども子育て支援の拠点に～

課題を認識した再編整備



公立幼保連携型認定こども園や地域子ども子育て支援センターの整備など

事業計画の具体的な取り組み

提供区域の設定②

○教育・保育提供区域

施設・事業名		対応方針
教育・保育施設	幼稚園、保育所（園）、認定こども園	利用実績の把握等については「中学校区」とし、整備にあたっては7リージョンを基準とする。
地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育	

○地域子ども・子育て支援事業の提供区域

施設・事業名	対応方針
②-1 延長保育（時間外保育）事業	市域全体
②-2 留守家庭児童育成クラブ	小学校区
②-3 子育て短期支援事業（ショートステイ）	市域全体
②-4 地域子育て支援拠点事業	リージョン区
②-5 一時預かり事業	市域全体
②-6 病児保育事業	
②-7 子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）	
②-8 乳幼児家庭全戸訪問事業	
②-9 養育支援訪問事業	
②-10 妊婦健診	
②-11 利用者支援事業	

就学前児童の学校教育・保育の必要見込み量

表 認定区分別の必要見込み量（単位：人）

		3歳～5歳の内			3号 (0歳)	3号 (1・2歳)
		1号	2号	2号 (幼稚園) *		
必要 見込み量	平成27年度	—	▲351人	▲865人	▲233人	▲519人
	平成28年度	—	▲242人	▲844人	▲213人	▲456人
	平成29年度	—	▲159人	▲829人	▲205人	▲426人
	平成30年度	—	▲76人	▲813人	▲197人	▲397人
	平成31年度	—	—	▲797人	▲188人	▲368人

* 保育の必要性があり、かつ幼児期の学校教育の利用希望が強い人

就学前児童の学校教育・保育の確保策

○ 確保施設数（リージョン別 3号認定の確保施設数）

	平成26年度～ 平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	小規模 保育	幼保連携型認 定こども園	小規模 保育	幼保連携型認 定こども園	小規模 保育	幼保連携型認 定こども園
A地域	2	1	2	1	3	1
B地域	3	—	4	1	5	1
C地域	—	1	2	1	2	1
D地域	2	1	2	1	3	1
E地域	—	1	—	1	—	1
F地域	8	—	10	4	11	4
G地域	—	1	—	1	—	1
合計	15	5	20	10	24	10

※ 施設整備を行う年度に確保方策を計上していますが、施設の開設年度は事業により当該年度または翌年度になります。

※ 平成28年度以降の確保施設数は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。

就学前児童の学校教育・保育の確保策②

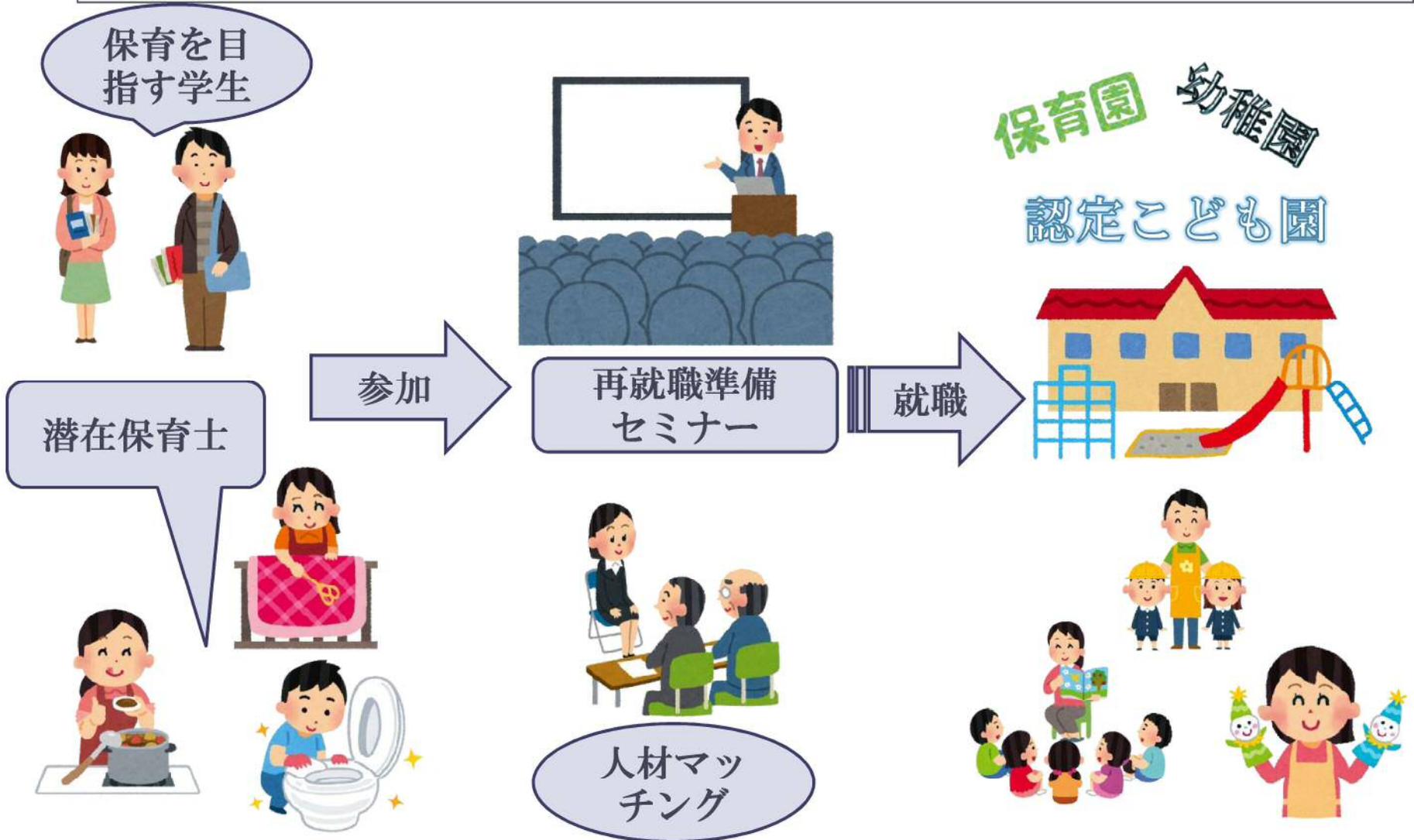
○ 確保施設数（リージョン別 2号認定の確保施設数）

	平成26年度～ 平成27年度	平成28年度
	幼保連携型 認定こども園	幼保連携型 認定こども園
A地域	1	1
B地域	1	2
C地域	1	1
D地域	1	2
E地域	2	2
F地域	2	6
G地域	2	2
合計	10	16

※ 施設整備を行う年度に確保方策を計上していますが、施設の開設年度は事業により当該年度または翌年度になります。

※ 平成28年度の確保施設数は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。

マンパワーの発掘 ～潜在保育士マッチング事業～



地域子ども・子育て支援事業の主な確保策

○一時預かり事業

幼稚園型

平成26年度現在：教育課程に係る教育時間の前後や休業日などに、地域の実態や保護者の要請に応じて、当該幼稚園の園児のうち希望者を対象に教育活動を実施。

新制度：幼稚園・認定こども園において教育標準時間を主な対象とした「一時預かり事業」の「幼稚園型」として新たに位置づけられています。

《実施場所》各幼稚園・認定こども園

就労型

新制度：主に就労しているが保育所に入所できない場合や不定期の就労に対応。実施主体や施設基準は従来の一時的預かり事業と同様に既存の保育所や今後拡充する認定こども園などで受け入れを行います。

《実施場所》各保育所（園）・認定こども園

リフレッシュ型

新制度：主に在宅で子育てされている方でリフレッシュや通院など一時的な預かりに対応。実施基準は従来の一時的預かり事業と別に本市独自の新たな基準を設け、施設設備や配置基準等を緩和した基準を設定することにより、保育所以外に民間企業や大学など様々な拠点で実施できるよう拡充を図っていきます。

地域子ども・子育て支援事業の主な確保策②

表 本市の一時預かり事業の概要

	幼稚園型	一般型	
		就労型	リフレッシュ型
対象	<ul style="list-style-type: none"> ● 幼稚園・認定こども園の在園児 ● 親の就労形態として共働きや専業主婦（夫）を想定 	<ul style="list-style-type: none"> ● 在宅で保育を行っている就学前児童 ● 親の就労形態としては共働きで不定期な就労を希望する場合を想定 	<ul style="list-style-type: none"> ● 在宅で保育を行っている未就園児 ● 買い物、通院、リフレッシュ等を目的



新たにスタートします

地域子ども・子育て支援事業の主な確保策③

一時預かり事業【市域全体】

(単位：人日、人)

		平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	平成31 年度
需要量	2号認定による定期的な利用(人日)	211,719	206,668	202,850	199,031	195,172
	上記以外(預かり保育と2号認定による定期的な利用以外)(人日)	72,695	70,882	69,968	69,073	68,156
現在の供給量(上記以外のみ)(人日)		18,718	18,718	18,718	18,718	18,718
必要見込み量	人日	▲53,977	▲52,164	▲51,520	▲50,355	▲49,438
	人*	▲374	▲362	▲355	▲349	▲343
確保 方策	一時預かり事業(在園児対象型を除く)(人日)	14,544	27,216	39,168	49,680	59,760
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く)	0	0	0	0	0
	子育て短期支援事業(トワイライトステイ)	0	0	0	0	0

* 2号認定は教育・保育施設で計上するため必要見込み量には影響しません。2号認定による定期的な利用とは現在、幼稚園を利用されている方で長時間の預かりを必要とする方です。一般型の一時預かりについては週3日程度の利用を想定しています。

※ 平成28年度の確保施設数は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。

地域子ども・子育て支援事業の主な確保策④

利用者支援事業【市域全体】

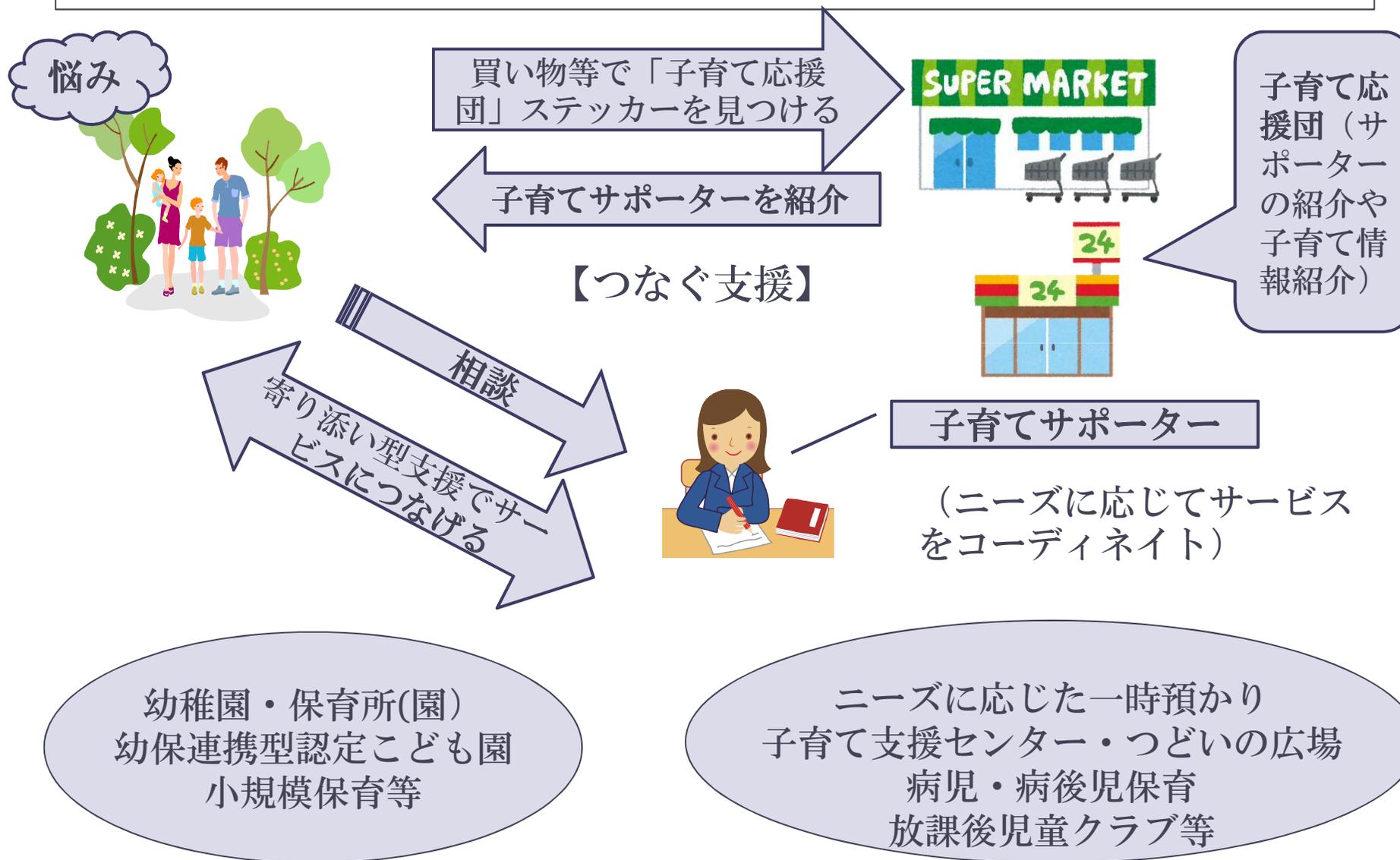
《事業内容》子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します

(単位：拠点数)

	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	平成31 年度
需要量	3	5	7	7	7
供給量	3	3	3	3	3
必要見込み量	0	▲2	▲4	▲4	▲4
確保方策	0	2	4	4	4

※ 平成28年度以降の確保拠点数は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。

子育てサポーターの支援（イメージ） ～子どもにやさしいまちづくりに向けて～



地域子ども・子育て支援事業の主な確保策⑤

● 地域子育て支援拠点事業【リージョン区】

●平成26年度現在

【子育て支援センター（旭町・鴻池・荒本・長瀬・楠根）】

《対象》就学前児童と保護者

《事業内容》公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等の基本事業を実施

《実施場所》5施設で実施

【つどいの広場】

《対象》就学前児童と保護者

《事業内容》主に乳幼児とその親が、いつでも気軽に参加できる交流の場を設置

《実施場所》16か所で実施

(単位：人回)

		平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	平成31 年度
A地域	必要見込み量	▲1,620	▲1,454	▲1,381	▲1,310	▲1,235
	確保方策	2,239	2,239	2,239	2,239	9,117
D地域	必要見込み量	—	—	—	—	—
	確保方策	—	—	2,239	2,239	2,239
F地域	必要見込み量	▲4,593	▲4,133	▲3,925	▲3,722	▲3,510
	確保方策	—	9,117	9,117	9,117	9,117

※ 平成28年度以降の確保方策は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。